

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発1130第4号」により下記の検査項目に  
検査実施料の新設が通知されましたのでご案内いたします。

敬 白

### 記

■適用日                   平成 22 年 12 月 1日から適用

■検査実施料が新設された検査項目

検査項目	保険点数
肺炎球菌細胞壁抗原（定性）	210点

▼詳細内容

検査項目名	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備 考
肺炎球菌細胞壁抗原（定性）	210点	免疫学的検査判断料（※5: 144点）	「D012」感染症免疫学的検査の23	ア. 肺炎球菌細胞壁抗原（定性）は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。 イ. 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。 ウ. 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。